

兵庫県商工団体連合会
会長 磯谷 吉夫 様
三田民主商工会
会長 林 正之 様

三田市長 森 哲 男



中小企業・小規模事業者の支援策の拡充についての要望書について（回答）

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和元年8月23日付（8月26日受付）で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 県下41自治体では、半数近くで中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されています。制定されている自治体は、小規模事業者への直接支援など、施策を具体化してください。

制定がこれからの自治体は、地域の中小企業・小規模事業者の実態を把握し、条例制定に努めてください。

（産業政策課回答）三田市では、本年2月に、住宅都市から「生活・産業都市」への転換を目的とした「三田市産業創造戦略」を策定し、地域に根差した中小企業などをめざして各施策の推進に取り組んでおります。その中で、地域経済の活性化を総合的かつ計画的に推進する基本的な考え方を示す「（仮称）三田市地域経済活性化条例」の制定に向けた取り組みを進めることとしており、包括的に検討してまいりますのでご理解をお願い申しあげます。

2 小規模工事希望者登録制度の制定などで、地元の小規模事業者へ直接、官公需が発注できる仕組みをつくってください。また、適正な単価を保証する公契約条例を制定してください。地域住民の生活向上・地域活性化に寄与する住宅リフォーム助成や既存の店舗・工場へのリニューアル助成制度は、各地で喜ばれている制度です。地域で経済循環ができる制度を創設してください。

（契約検査課・産業政策課回答）

三田市では小規模工事希望者登録制度を導入していませんが、これまでから事業等の発注にあたっては、可能な限り地元事業者が発注する取り組みを既に行っているところであり、市内に本社・本店を有する業者から順次指名を行っております。また、三田市が業務を発注する際に使用している契約書には、第1条に法令遵守が定められており、労働法規を含めすべての法令を受注者が契約の履行に際して守ることを明確化しております。合わせて人件費を主とする業務委託につきましては「労働基準法及び最低賃金法等、業務関係法令を遵守する」旨の誓約書提出を義務付けし、受注者が雇用する労働者の人件費が切り下げられないよう、配慮しているところです。

ただし、具体的な賃金水準を定める方策につきましては、これまでにもお答えしてまいりましたとおり、最低賃金法による全国的な判断で行われるべきものと考えており、三田市独自で最低賃金の上乗せ

等を行う公契約条例の制定等につきましては、現在のところ考えておりません。

なお、受注者が雇用する労働者の労働条件が適正に確保されることの重要性は認識しており、国・県の動向や他都市の状況、特に制定自治体の制定後の効果等を調査し、引き続き研究を進めてまいります。

住宅リフォーム助成制度につきましては、従前からお答えしておりますとおり、三田市総合計画の基本計画に掲げる「良好な住まい」、「安心して健やかに生活できる居住環境をめざす」ことを目標として、「三田市わが家の耐震改修促進事業」や福祉施策に関する「三田市住宅改造助成事業」、「三田市高齢者住宅バリアフリー化助成事業」を実施しているところです。現在のところ、住宅リフォーム助成制度についての取り組みや既存の店舗・工場へのリニューアル助成制度は実施しておりませんが、創業支援事業の一環として、空き店舗を活用して事業を開始する創業者を対象とした「三田市空き店舗リニューアル創業支援補助金」を創設し、市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせることを利用条件とし、運用しているところです。当面はこういった制度により、経済の好循環が期待できると考えておりますのでご理解をお願い申し上げます。

3 小規模事業者が活用できる公的制度融資は、活用が年々減少しています。金融機関まかせでなく、活用できるよう制度を広く知らせてください。利子補給や信用保証料補助などの支援をつくり、地元小規模事業者が活用できる制度にしてください。

（産業政策課回答）市内で事業を営む「中小企業」と「小規模事業者」を対象として、信用保証付きで低金利（年 1.00%）の「三田市中小企業融資制度」を実施しております。融資利用者（事業者）が融資金額や返済年数などに応じて信用保証協会へ支払う信用保証料の 1/2 を市が負担しており、中小企業や小規模事業者が比較的利用しやすい制度であり、今後も市広報紙で周知を図るとともに、市内金融機関の協力もいただきながら、広く市内事業者へ周知を行ってまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

4 国保料（税）を引き下げてください。国保料（税）の滞納を理由とした短期保険証、資格証明書の発行は中止し、自治体独自の減免制度を積極的につくり、払える保険料にしてください。

いのちの問題にかかわる病気などへの「特別の事情」に配慮し、保険証の交付をすぐ行ってください。

また、窓口の一部負担金の支払いが困難な場合は国保法 44 条の適用、医療費の限度額認定証の発行など、国保加入者の「受療権」を守ってください。

（国保医療課回答）昨年度より国民健康保険事業の運営が兵庫県と市との共同運営となり、国民健康保険事業の運営に要する財源は、各市町からの納付金等で賄われております。各市町は、兵庫県が決定した納付金を納めることができる保険税率を各々で設定する必要があり、社会保障費の増大と市の財政状況等を勘案するなかで保険税率の引き下げの実施につきましては、難しい状況です。

短期保険証や資格証明書の発行につきましては、納期限内に納付された被保険者との負担の公平性の観点から納付の推進を図っていくうえでも中止することは考えておりませんのでご理解をお願い申し上げます。

減免制度につきましては、低所得者への負担軽減対策として、国で定められた法定軽減（7割・5割・2割）を実施するとともに、失業・休業・所得激減・生活困窮等の事由に該当する場合には、市条例に基づき、減免措置を講じており、国民健康保険税は、国民健康保険事業の運営に要する貴重な財源であることから、引き続き現行条例の範囲内で対応していきたいと考えております。

また、資格証明書発行者につきましては、いのちの問題にかかわるような病気などの場合につきましては、窓口にて個々の状況を聞き取り、保険証の交付等も含め対応しております。

一部負担金の減免制度につきましては、国の基準で実施しております。また、限度額証につきましても法律に基づき発行しております。当該制度につきましては、市広報紙、窓口配布のガイドブックに掲載するなかで、被保険者への周知に努めております。

5 中小商工業者の経営の厳しさが事業主とその家族の健康破壊につながっています。健康診断助成を拡充してください。

(健康増進課回答) 市で実施している各種健康診査は、市民それぞれが、自らの病気の早期発見や健康状態を把握し積極的な健康管理を推進するために実施しているものです。

三田市では、無料で受けられる国保特定健診、後期高齢者基本健診のほか、人間ドックなど医療機関等で受診する場合の健(検)診料金に比べて安価な金額設定である30歳代等基本健診、各種がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん)、肝炎ウイルス検診、胃の健康度チェック(ABC検診)、骨粗しょう症検診、歯科口腔健診を実施しております。

現在のところ、助成の拡充は考えておりません。

6 申請に基づく地方税の換価の猶予は、各自治体での活用が少数です。納税者の負担軽減を図る観点から運用を見直し、まず、窓口で説明し活用できる制度にしてください。市税、国保料(税)の滞納には、納税緩和制度を積極的に活用してください。

(収納対策課回答) 市税は市民サービスを実施する上で大切な財源であり、また、納税者間の公平の観点からも滞納に対しては厳正に対応しているところです。また、一時的に納付が困難な方で猶予制度を適用する場合においても地方税法、市税条例の規定に基づき適正に対応しております。

今後も、納税相談等において、滞納者の実情が申請による換価の猶予相当と認められる場合には、手引きや申請書を交付して猶予制度の説明を行うなど、制度の活用を図るよう配慮してまいります。

また、引続き、パンフレット、市ホームページ、広報紙等において猶予制度の周知を図ってまいります。

7 プライバシーを侵害するマイナンバー制度を自治体窓口で押し付けることをやめてください。

(市民課回答) 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」等に基づき、平成27年10月からマイナンバー制度がスタートしました。

マイナンバーの活用により、(1)公平・公正な社会の実現 (2)国民の利便性の向上 (3)行政事務の効率化を目的としております。

また、マイナンバー制度の安全・安心を確保するため、法定外でのマイナンバーの収集・保管の禁止や収集の際における本人確認の義務付けなどといった制度面と、個人情報の分散管理による芋づる式の情報漏えいの防止やシステムにアクセス可能な者の制限・管理と通信する場合の暗号化などといったシステム面の両面から個人情報保護の措置が講じられています。

三田市におきましては、法令等に基づき、個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講じるとともに、制度の趣旨を十分踏まえ、運用につきましては、国との連携を図りながら、適正な対応を行っております。

8 全国で自然災害が頻発しています。被害の実態に応じ、市(町)税・国保料(税)の減免なども含め、一部損壊でも使える独自支援策をつくってください。

(危機管理課・税務課回答) 一部損壊の住宅を対象とする独自支援策は、国、県の支援の動向を見ながら必要に応じ検討してまいります。

なお、防災対策には自助の取り組みが必要不可欠です。一部損壊の損害をカバーする保険や兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入等の備えをお願い申し上げます。災害により生じた損失につきましては、当該年度の所得から雑損控除として控除し、次年度の市民税を算出する仕組みとなっておりますので、一部損壊の被災をされた方においても一定措置は講じられているものと考えております。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。